

○小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領

平成2年4月1日

小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小田原市が発注する請負工事、物品の供給等の適正な履行を確保するため、小田原市の指名競争入札に参加することができる者の資格等に関する事務取扱要項（昭和42年4月1日制定）第6条第5項に規定する指名停止等の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名停止)

第2条 市長は、本市の指名競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名を停止するものとする。

2 市長が指名を停止したときは、契約担当者は、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。

3 前項に規定する場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。ただし、当該有資格業者が当該指名に係る入札を辞退したときは、この限りではない。

(下請負人及び共同企業体に対する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名を停止する場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があるときは、元請負人の指名停止期間の2分の1に相当する期間、当該下請負人の指名を停止する。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名を停止するときは、当該共同企業体の構成員である有資格業者（当該指名停止に係る措置要件である事由について、明らかに責めを負わないと認められる者を除く。）の指名を停止する。この場合において、当該共同企業体の代表者に対する指名停止期間は、当該共同企業体の指名停止期間と同一の期間とし、当該共同企業体のその他の構成員に対する指名停止期間は、当該共同企業体の指名停止期間の2分1に相当する期間とする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表各号に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の1に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間（工事成績不良による指名停止期間は別表第1第4号に定める期間の2倍の期間）とする。ただし、当初の指名停止の期間が1箇月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

(1) 別表第1各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、当該措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、当該措置要件に該当することとなったとき。（次号又は第4号に該当することとなったときを除く。）

(3) 別表第2第1号又は第2号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、当該措置要件に該当することとなったとき。

(4) 別表第2第3号から第6号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、当該措置要件に該当することとなったとき。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1に相当する期間まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたた

め、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があると認めるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍に相当する期間まで延長することができる。ただし、その期間は、2年を超えることができない。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったと認めるときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者の指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

（1）談合情報を得た場合、又は職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号又は第5号に該当したとき。

（2）別表第2第3号から第6号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

（3）別表第2第3号又は第4号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。

（4）入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号又は第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（5）本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に該当する行為をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の6第2項に規定する談合をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第5号又は第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

（指名停止等の通知）

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本市の発注した工事等に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

3 市長は、指名停止等を行ったときは、「かながわ電子入札共同システム」に登録する。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

（下請等の禁止）

第8条 契約担当者は、指名停止の期間中の有資格業者が工事の全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第9条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で、警告又は注意の喚起をすることができる。

附 則

1 この要領は、平成2年4月1日から適用する。

2 小田原市指名停止基準及び取扱い細目（昭和58年10月1日）は、廃止する。

附 則（平成8年4月1日）

この要領は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月8日）

この要領は、平成19年4月1日から適用する

附 則（平成24年4月1日）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成24年4月1日から適用し、改正後の別表2第10号から第14号の規定は、この要領の施行の日以降に有資格業者が行った行為等について適用する。

（公共工事暴力団対策措置基準の廃止）

- 2 小田原市公共工事暴力団対策措置基準は廃止する。

附 則（令和7年4月1日）

この要領は、令和7年4月1日から適用し、改正後の別表第1第4号の規定は、この要領の施行の日以降に公告し、又は通知する工事の成績評定点から適用する。

別表第1（第2条、第4条関係）

事故等に基づく措置基準

措置要件	停止期間
（虚偽記載）	
1 本市が発注する工事請負等に係る一般競争入札及び指名競争入札において、指名競争入札参加願、指名参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
（過失による粗雑工事等）	
2 本市と締結した契約（以下「本市契約」という。）の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から3箇月以上6箇月以内
3 本市契約以外の契約（以下「一般契約」という。）の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
（工事成績不良）	
4 本市契約工事の施工に当たり、工事成績が不良で契約の相手方として不適当であると認められるとき。（既に同一原因により指名停止を受けている場合を除く。）	当該認定をした日から
工事成績評定点が以下の場合	
（1）50点未満	3箇月
（2）50点以上55点未満	1箇月
（3）55点以上65点未満（1年以内に2回受けたとき）	1箇月
（契約違反）	
5 第2号に掲げる場合のほか、本市契約の工事等の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4箇月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	
6 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
7 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
（安全管理措置の不適切により生じた関係者事故）	
8 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上4箇月以内

き。 9 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2箇月以内
---	----------------------------------

別表第2（第2条、第4条、第5条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	停止期間
（贈賄） 1 次の（1）、（2）又は（3）に掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑より逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （1） 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） （2） 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で（1）に掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） （3） 有資格業者の使用人で（2）に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。） 2 次の（1）、（2）又は（3）に掲げる者が本市以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （1） 代表役員等 （2） 一般役員等 （3） 使用人 （独占禁止法違反行為） 3 本市契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 4 一般契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （競売入札妨害又は談合） 5 本市契約に関し、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 6 一般契約に関し、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人が競売入札妨害又は入札談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 （建設業法違反行為） 7 本市契約に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 8 一般契約に関し、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （不正又は不誠実な行為） 9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又	逮捕又は公訴を知った日から 1年6箇月以上2年以内 1年以上2年以内 9箇月以上2年以内 逮捕又は公訴を知った日から 6箇月以上1年以内 3箇月以上9箇月以内 2箇月以上6箇月以内 当該認定をした日から 3箇月以上1年以内 当該認定をした日から 1箇月以上1年以内 逮捕又は公訴を知った日から 4箇月以上1年以内 逮捕又は公訴を知った日から 3箇月以上1年以内 当該認定をした日から 2箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内 当該認定をした日から

は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1箇月以上9箇月以内
10 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 （暴力団等）	当該認定をした日から12月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで
11 有資格業者である個人が、小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下「条例」という。）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められたとき又は有資格業者である法人等が条例第2条第2号に定める暴力団若しくは同条第5号に定める暴力団経営支配法人等であると認められたとき。	当該認定をした日から6箇月
12 有資格業者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき又はそれと同様の行為をしたと認められるとき。	当該認定をした日から6箇月
13 有資格業者が、県条例第23条第2項に違反したと認められたとき又はそれと同様の行為をしたと認められるとき。	当該認定をした日から3月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで
14 有資格業者又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。	当該認定をした日から6箇月
15 不当介入を受けていたにも関わらず、正当な理由なく市又は警察に通報しなかったと認められたとき。 （経営不振）	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内
16 経営不振により不渡り手形を発行するなど経営状況が不安定であり、又は銀行取引停止処分を受けるなど倒産状況に陥り、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該事実を知った日から経営の再建がなされたと認められるまで